

帰国者・接触者電話相談センターの開設について

- 発熱や呼吸器症状があり、中国湖北省への渡航歴や患者との接触歴がある方からの電話相談を受付
- 2月7日(金)17時から受付開始

名称	相談内容		開設時間
帰国者・接触者 電話相談センター	(受診相談) ◆ 新型コロナウイルス感染症の「感染が疑われる患者の要件」(ウイルス検査の対象)に該当するかどうかの確認 ◆ 「感染が疑われる患者の要件」に該当する場合、「帰国者・接触者外来」(医療機関)の受診を案内 ※同センターで判断する「感染が疑われる患者の要件」 I 発熱又は呼吸器症状(軽症含む)を有し、確定患者と濃厚接触歴あり II 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域(中国 湖北省)に渡航・居住していた者 III 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域(中国 湖北省)に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり	平日	≪日中≫ 各保健所の開所時間による(概ね9:00~17:00) ○ 都内各保健所の相談窓口 (電話番号は別紙一覧のとおり)
		土日祝日	≪夜間≫ 17:00~翌9:00 ○ 都庁内(特別区・八王子市・町田市と共同運営) 電話 03-5320-4592 ≪終日≫ 9:00~翌9:00 ○ 都庁内(特別区・八王子市・町田市と共同運営) 電話 03-5320-4592

(参考)

都コールセンター	(一般相談) ○ 新型コロナウイルス感染症に関する都民等からの様々な相談に対応 (予防や心配な症状があらわれた時の対応に関すること等)	≪土日祝日含む全日≫ 9:00~21:00 ○ 都庁内(都で設置) 電話 03-5320-4509
----------	---	--